

令和7年10月10日	資料1－2
第6回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の 提供に関する専門委員会	

設置要綱の改定について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan
Children and Families Agency, Government of Japan

本資料の背景

設置要綱改定の背景

- 令和7年12月より、第三者提供の受付を開始することが見込まれている。
- 第三者提供の受付開始を見据えて、専門委員会の設置要綱に記載されている内容を見直すこととした。
本資料に記載している改定を行ってよいかお伺いしたい。

設置要綱の改定内容 設置の趣旨（1/2）

設置の趣旨について、法律施行後の内容に変更してよい。

改正後	現行
1 設置の趣旨 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）による、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）において、厚生労働大臣及び内閣総理大臣は匿名障害福祉等関連情報（以下「匿名障害福祉データ」という。）を第三者に提供することができること、匿名障害福祉データの第三者提供に当たっては、あらかじめ、社会保障審議会又はこども家庭審議会の意見を聴くこととされた。	1 設置の趣旨 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）により、公布の日（令和4年12月16日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、厚生労働大臣及び内閣総理大臣は匿名障害福祉等関連情報（以下「匿名障害福祉データ」という。）を第三者に提供することができる法的根拠が設けられるとともに、匿名障害福祉データの第三者提供に当たっては、あらかじめ、社会保障審議会又はこども家庭審議会の意見を聴くこととされている。

介護DBの設置要綱（抜粋）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）、改正後の健康保険法（大正11年法律第70号）及び改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により、厚生労働大臣は匿名介護保険等関連情報（以下「匿名介護データ」という。）、匿名診療等関連情報及び匿名医療保険等関連情報を第三者に提供することができること、また、提供を行う場合には、匿名介護データを連結して利用することができる状態（以下「連結匿名介護データ」という。）で提供することができることとされた。

設置要綱の改定内容 設置の趣旨（2/2）

設置の趣旨について、専門委員会の設置の目的を再定義してよいか。

改正後	現行
1 設置の趣旨 （省略） これを踏まえ、匿名障害福祉データの第三者への提供の可否等について専門的観点から審査を行うため、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、社会保障審議会及びこども家庭審議会の権限に属せられた事項について、調査審議するための専門委員会として、社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会（以下「両部会」という。）に「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。	1 設置の趣旨 （省略） これを踏まえ、匿名障害福祉データの第三者への提供に係る事務処理及び標準化並びに審査基準等について専門的観点から検討を行うため、社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会（以下「両部会」という。）に「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

介護DBの設置要綱（抜粋）

このため、匿名介護データ及び連結匿名介護データ（以下「匿名介護データ等」という。）の第三者への提供の可否等について専門的観点から審査を行うため、介護保険法の規定により社会保障審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための専門委員会として、社会保障審議会介護保険部会（以下「部会」という。）に「匿名介護情報等の提供に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（出所）第20回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会 参考資料1 設置要綱，令和7年6月16日

設置要綱の改定内容 検討項目

検討項目について、個別審査の内容を追記してよいか。

改正後	現行
3 検討項目 専門委員会は、匿名障害福祉データの提供に係る事務処理及び標準化並びに専門委員会が行う審査基準を定めた「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関するガイドライン」等の内容を検討する。 また、匿名障害福祉データの提供申出があった場合には、当該提供申出のあった匿名障害福祉データについて、相当の公益性の有無を次の（１）から（３）までに掲げる事項等を踏まえて判断するとともに、不適切利用による個人の権利利益の侵害防止の有無等も含め総合的に審査する。	3 検討項目 専門委員会は、匿名障害福祉データの提供に係る事務処理及び標準化並びに専門委員会が行う審査基準を定めた「匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関するガイドライン」等の内容を検討する。

- （１） 匿名障害福祉データの利用目的
- （２） 匿名障害福祉データの利用内容
- （３） 成果の公表の有無 等

介護DBの設置要綱（抜粋）

- 3 検討項目
- 専門委員会は、匿名介護データ等の提供に係る事務処理及び標準化並びに専門委員会が行う審査基準を定めた「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン」等について検討を行う。
- また、匿名介護データ等の提供申出があった場合には、当該提供申出のあった匿名介護データ等の利用について、相当の公益性の有無を次の（１）から（３）までに掲げる事項等を踏まえて判断するとともに、不適切利用による個人の権利利益の侵害防止の有無等も含め総合的に審査する。
- （１） 匿名介護データ等の利用目的
 - （２） 匿名介護データ等の利用内容
 - （３） 成果の公表の有無 等

設置要綱の改定内容 運営等

運営等について、開催頻度に関する記載の追記と、非公開議事に関する内容を変更してよいか。

改正後	現行
4 運営等 (1) 専門委員会は、匿名障害福祉データの第三者提供の申請状況を考慮したうえで、随時開催する。 (2) 専門委員会の議事は、原則公開とするが、提供申出に係る個別審査等、情報の保護等の観点から特別な配慮が必要と認める場合は、非公開とする。 (3) 専門委員会の検討の結果については、両部会に年次の報告を行う。なお、専門委員会の議決は、障害者部会長及び障害児支援部会長の同意を得て、両部会の議決とすることができる。 (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及びこども家庭庁支援局障害児支援課において行う。 (5) 上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。	4 運営等 (1) 専門委員会の議事は、原則公開とするが、提供申出に係る模擬審査に関する議事は、非公開とする。 (2) 専門委員会の検討の結果については、両部会に年次の報告を行う。なお、専門委員会の議決は、障害者部会長及び障害児支援部会長の同意を得て、両部会の議決とすることができる。 (3) 専門委員会の庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課及びこども家庭庁支援局障害児支援課において行う。 (4) 上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

介護DBの設置要綱（抜粋）

- 4 運営等
- (1) 専門委員会は、匿名介護データ等の第三者提供の申請状況を考慮した上で、随時開催する。
- (2) 専門委員会の議事は、提供申出の対象となる情報について、個人の情報の保護等の観点から特別な配慮が必要と認める場合を除き、原則公開とする。

（出所）第20回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会 参考資料1 設置要綱, 令和7年6月16日